

地域教育資金形成制度

－米国 529 プランの発展に見る州政府発の知恵－

宮本 佐知子

Ⅰ 要 約 Ⅰ

1. 2014 年 5 月、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」が公表された。今後、地方圏での人口減少は著しいと予想され、その危機的な状況にいかに対処していくべきか、そのための施策は何か、議論が急がれている。
2. 1980 年代の米国では、国の競争力低下への危機感から、産業競争力の強化だけでなく、教育の充実も求められていた。財政赤字が拡大する中で高騰する教育費問題に対処するため、家計の高等教育資金形成を支援する制度（529 プラン）が、人口減少に悩む州政府発の打開策として、1986 年に創設された。この新たな制度は、他州でも相次いで創設され、連邦税制上の優遇措置も認められたことを契機に、全米で利用される制度へと発展し、その後も普及に弾みがつき現在に至っている。その過程では、利便性向上や利用者拡大へ向けて工夫が凝らされてきた。
3. 翻ってわが国では、これまでの少子化対策において、子育て費用のうち最も費用が嵩む教育費の議論が不足していた。米国でなされたこのような取り組みは、わが国の地方自治体でも、教育費に悩む子育て世代にアピールし、地域で人を育て人材の定着を図る一案として、検討に値するのではないか。

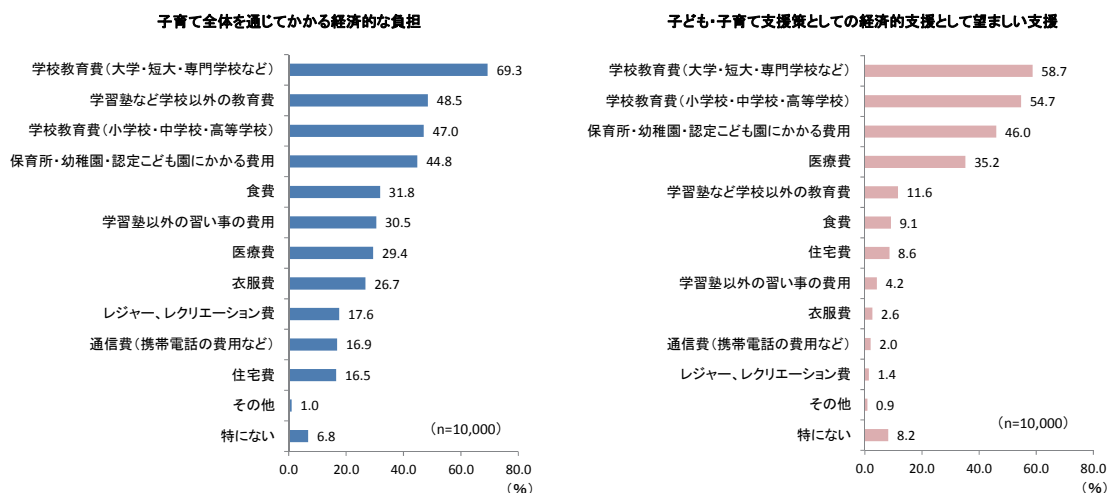
Ⅰ はじめに

2014 年 5 月 8 日、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」が公表された。人口減少やそれに伴う経済成長率の低下に対する強い危機感が示されており、特に今後予想される地方圏の人口減少は著しいことから、その危機的な状況にいかに対処していくべきか、そのための施策は何か、国全体においても、地方自治体においても、議論が急がれている。

しかし、人口の減少に歯止めをかけ子どもを産み育てやすい環境作りを議論する中では、これまでのところ、子どもの教育費の手当に関する議論が欠落しているように思われる。

教育費は子育て費用の最大の費用項目であり、家計における教育費負担は、近年一段と

図表 1 子育てに関する経済的負担と望ましい経済的支援



(注) 調査実施期間は、2012年10月12日から2012年11月15日。

調査対象は、20歳～59歳のインターネット登録モニター10000人。

(出所) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」報告書(平成25年3月)

重くなっている。世論調査によると、「子育て全体を通じてかかる経済的な負担」の中で「学校教育費(大学・短大・専門学校など)」がトップに挙げられている(図表1)。この項目は、「子ども・子育て支援策としての経済的支援として望ましい支援」としてもトップに挙げられており、家計側からは子育て支援策として特に、大学教育費のための支援策が、求められていると言える。事実、教育費の中でも費用が最も嵩むのは大学教育費であり、その大学授業料はデフレ下でも引き上げられてきたため、過去20年間で国立大学は1.4倍、私立大学は1.3倍になっている。

そもそも、人口減少社会において経済成長力を維持拡大するためには、人材育成による生産性向上が不可欠であり、教育投資は地域活性化にもつながる、将来のための成長投資になると期待されている。しかし、これまで長期にわたる経済低迷が続いており、子育て・人材育成支援のための財政上の余裕は、国はもちろん自治体においても限られている。

このような危機一すなわち、長期経済停滞、財政赤字、大学授業料上昇という状況は、実は1970年代から1980年代の米国に重なるものである。その米国において、人口減少に悩んでいた州政府から、解決策が提案された。

Ⅱ 1980年代の米国における州政府発の施策

1. 競争力低下に悩む1970～1980年代の米国

1970年代は、ブレトン・ウッズ体制の終焉や二度のオイル・ショック、製造業の衰退

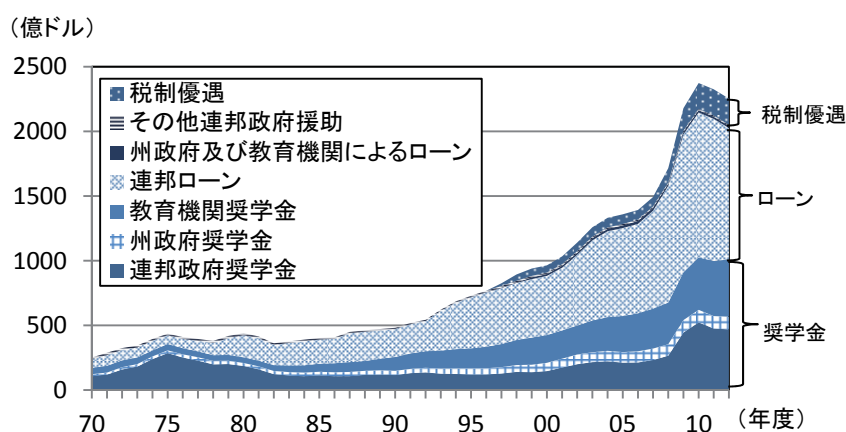
等により、米国が国際的な影響力を弱めつつあった時期である。自国の地位がもはや絶対的なものではないという危機感から、レーガン政権下ではサプライサイド重視の経済政策へと大転換が図られ、様々な改革が進められた。自動車をはじめ産業競争力の低下は顕著であり、1983年には米国の産業競争力を回復させるための産業競争力委員会（後の米国競争力評議会）が発足したり、教育の質を向上させるための報告書が大統領の指示で取り纏められた¹。この報告書は、連邦政府だけでなく地方自治体においても改革へ向けた様々な取組が進められるきっかけとなったといわれており、新たな時代における教育投資の重要性を訴え、教育の内容や水準、時間等に関する提案に加えて、連邦も州政府も学生に金銭的な援助をすべきだとも記載された。

当時、高等教育費は物価の2倍以上のペースで上昇が続いていた²。しかし、当時の米国は財政赤字が拡大しており、連邦政府による学生支援は、連邦奨学金が縮小し連邦教育ローンへの移行が進められていた（図表2）。教育ローンは本質的には家計の負担が先送りされるだけであり、利子補助のある政府ローンの利用資格が得られない中間所得者層も多く、教育費をどのように賄うかという家計側での問題は残されていた。

2. 州政府発の打開策

そのような状況を打開しようとする提案が、州政府から出された。1986年1月のミシガン州において、当時の州知事ジェームズ・ブランチャードが施政方針演説で、家計が高等教育費に対応するための新たな制度の創設を提案した³。これは、利用者である子どもの親等が、今日の水準に応じて大学等の授業料を支払えば、将来子どもが進学する際に授

図表2 米国の公的學生援助制度の推移



(注) 数字はインフレを調整した2013年価格。

(出所) CollegeBoard "Trends in Student Aid"より野村資本市場研究所作成

¹ Gardner, David P.; and Others, *A Nation at Risk : The Imperative For Educational Reform*, National Commission on Excellence in Education, 1983.

² 例えば、私立四年制大学の平均年間授業料は、1973年度から1988年度にかけて実質で約1.5倍に膨らんだ。

³ James. J. Blanchard, *Michigan State-of-the-State Address*, 1986.

業料が値上がりをしていたとしても支払済みとみなされるという制度である。この年、ブランチャードは二期目の州知事選挙を、「Michigan, the Comeback State」をスローガンとして、重点項目の一つに「教育」を掲げて戦い、大差で勝利を収めた。そしてこの施政方針演説で提示されたアイディアは、同年末に「ミシガン教育信託法」として成立した⁴。同法は、教育の奨励は州政府の役割であり、教養ある市民を育てるため公的高等教育を充実させることは、州民にとって利益になることを立法趣旨として掲げている。

それまでのミシガン州は、基幹産業である自動車産業が国際競争に苦しんでおり、米国の中でも特に失業率が高く、優秀な労働者の流出による人口減少が進んでいた。州財政の赤字は拡大し、教育予算は繰り返し削減されていた。この状況に対する危機感から、1984年にミシガン州教育委員会が州の公的教育改善を目指す報告書を提示し⁵、州民の間でも教育に対する関心が高まっていた。

当時、教育を重視する機運が高まっていたのはミシガン州に限らない。全米の世論調査では「連邦予算に余裕があるとすれば、どの分野を最優先すべきか」との問いに対して、1975年時点では「医療」を挙げた人の割合が18%と最も多く、次いで「公教育」が16%であった。これに対して、1982年時点では両者の順位が逆転し、「公教育」が21%、「医療」が19%となっている⁶。

1986年にミシガン州で提案された高等教育費のための制度は、州政府の提案としては全米で初めてであったが、上記のような米国全体の教育重視機運に加えてその原型となるプログラムがペンシルバニア州の私立大学で1985年から開始されていたこともあり⁷、ミシガン州と同時期に他州でも検討が進められ、制度の開始はワイオミング州が最も早かった⁸。同様の制度を導入する動きはフロリダ州やオハイオ州をはじめ各州に広がり、3年後の1989年には11州が導入するに至った⁹。

制度の連邦税制上の扱いは曖昧だったが、1994年の裁判でミシガン州が内国歳入庁（IRS）に勝利し、同州の制度が非課税であると確定したことで、他州での制度導入にも弾みがついた。しかしその後、連邦税制上の取扱は、州事例ごとに審査する旨がIRSから公表されたため、全てのプランを非課税とするための取組がフロリダ州とケンタッキー州¹⁰選出の上院議員らが中心となり超党派で進められ、1996年の中小企業保護法（Small Business Protection Act）により内国歳入法529条の成立につながった¹¹。以後、本制度は529プランと呼ばれている。これにより、同プランの連邦税制上の扱いは、運用時非課税・引出時課税となった。

⁴ Michigan Education Trust Act, Dec 23 1986.

⁵ Michigan State Board of Education, *Better Education for Michigan Citizens: A Blueprint for Action: State Board of Education Plan*, 1984.

⁶ Stanley M. Elam, *Gallup Polls of Attitudes Toward Education 1969-1984; A Topical Summary*, Phi Delta Kappa, 1984.

⁷ ピッツバーグにある Duquesne 大学で開始された。

⁸ ワイオミング州の前払型は1995年に終了した。

⁹ Aims C. McGuinness, Jr., and Christine Paulson, *The 1989 Survey of College Savings and Guaranteed Tuition Programs*, Education Commission of the States, Denver, November 1989.

¹⁰ ケンタッキー州は後述する「貯蓄型」を最初に開始した州である。

¹¹ Internal Revenue Code § 529 - Qualified tuition programs

529 プランの連邦税制上の扱いが明確になったことで、制度導入の動きは全米に広がり、2000 年までに 30 州で導入された。2001 年の経済成長及び租税軽減調整法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act）の成立により、529 プランは引出時の課税も免除されることになり、その運用益は連邦税制上、完全に非課税となった。この成立を受けて、2002 年までには全ての州で 529 プランが導入されるに至った。この税制改正は当初、2010 年末までの時限措置とされていたが、2006 年の年金保護法（Pension Protection Act）により恒久化された。この間、制度面での整備も進み、毎年の投資内容変更や破産時の資産保護が認められ、奨学金申請時の取扱いの是正等も行われた。

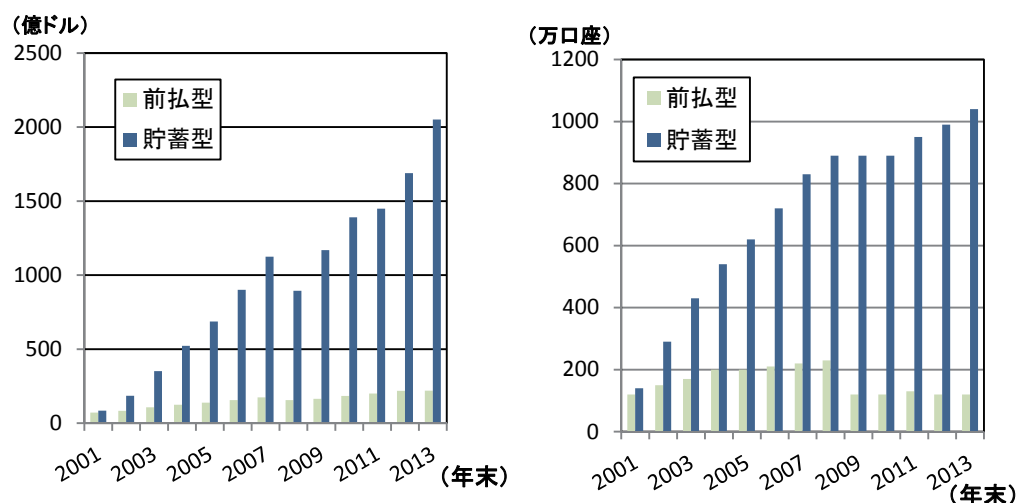
Ⅲ 米国 529 プランの普及と地域活性化に向けた取組

1. 529 プランの仕組み

529 プランは、制度面での整備が進むにつれて、その仕組みも発展を遂げた。1986 年に導入されてからの 10 年間は、高等教育費を予め払う「前払型」の仕組みが中心であったが、税制の整備により、高等教育のために予め貯蓄をする「貯蓄型」へと発展、専ら後者が中心になって普及が進み現在に至っている。資産残高を見ても、現在では貯蓄型の資産が 9 割を占め、529 プランの主流となっている（図表 3）。それぞれの制度の特徴としては、下記の通りである（図表 4）。

前払型は、親や祖父母等が加入者となり、子や孫等の受益者のために、今日の水準の大学授業料相当額を州政府基金へ拠出しておけば、その後仮に授業料が値上がりしていても、受益者が州立大学へ進学する際には納付済みと扱われる制度である。受益者が州外の大学へ進学する場合には、州立大学授業料相当額を受け取り、進学先の大学授業料に充当でき

図表 3 529 プラン資産残高と口座数の推移



（出所）ICI “529 Plan Program Statistics”より野村資本市場研究所作成

図表 4 529 プラン：前払型と貯蓄型の比較

	前払型	貯蓄型
費用効果	対象校の授業料を今日価格で前払いできる。	授業料を予め固定する効果はない。
使途	高等教育機関の授業料とそれに係る手数料。寮費オプションを付けられる／超過分をその他適格費用に使える／全ての適格教育費用を網羅するプランもある。	高等教育機関の授業料、寮費、手数料、教科書代、指定必要備品代。
拠出	受益者年齢や支払済みの学費年数に応じて、一括または積立で拠出する。	口座への拠出上限が20万ドル以上のプランが多い。
州政府の関与	州政府による保証・支援が付されることが多い。	州政府による保証はない。ほとんどの投資商品が市場リスクの対象となる。元本割れのおそれがある。
受益者の条件	受益者の年齢・学齢制限があることもある。	年齢制限なし。
加入者の条件	ほとんどの州プランは加入時点で加入者または受益者が州居住者であることを要件とする。	居住条件なし。ただし州外居住者はファイナンシャルアドバイザーやブローカーを通さないと加入できないプランもある。
加入時期	加入時期が限定されている。	いつでも加入できる。

(出所) FINRA “Smart Saving for College- Better Buy Degrees” より野村資本市場研究所作成

る。現在、前払型は 14 州で提供され、新規拠出が可能なのは 11 州である。

貯蓄型は、親や祖父母等が加入者となり、子や孫等の受益者のために、州と契約した金融機関に個人口座を開設し、プランのために用意された運用商品の中から投資先を選択し、拠出した資金を運用する制度である。受益者が進学する時に資金を引き出し、大学授業料等予め定められた用途に用いられれば、運用益は非課税となる。現在、貯蓄型はほぼ全ての州¹²とワシントン D.C.で提供されている。

利用者側から見ると、貯蓄型の方が柔軟性は高い。前払型は、加入者は州住民に限定されることが多く、受益者の年齢や口座開設の時期が制限されることが多い。これに対し、貯蓄型は、学部だけでなく大学院などを含めた高等教育資金を準備できる上に、居住制限のないプランが多く、年齢制限もない。また、貯蓄型を提供する州が多い理由として Hurley (2011)¹³は、利用者にとって貯蓄型が前払型よりも高いリターンを得られる可能性を提供していることや、州政府にとって運営が容易で運営費用も安くリスクも低いことを、挙げている。実際、金融危機後は高等教育費の上昇に見合う運用の見通しが立たないなどの理由から、前払型の取扱や新規加入を中止する州もある。

以下では、529 プランの主流となっている貯蓄型について、資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる（図表 5、図表 6）。

◆資金拠出

529 プランの口座開設は親や祖父母が中心に行うが、第三者も開設できる。開設時には受益者を特定し、加入者本人の情報に加えて両者の社会保障番号が必要になる。資金拠出

¹² ワシントン州とワイオミング州を除く。

¹³ Joseph F. Hurley, *The Best Way to Save for College: A Complete Guide to 529 Plans -2011 ed*, JFH Innovative LLC, 2011.

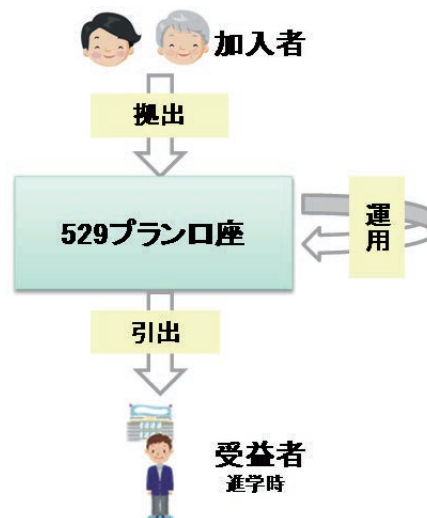
図表 5 529 プランの概要

概要	
州政府によって設立される高等教育資金形成制度。 連邦政府と州政府による税制上の優遇措置が付されている。	
拠出	
加入者	親・祖父母が中心。第三者も可。所得制限なし。
受益者	子・孫が中心。自分自身のための利用も可。
拠出者	誰でも可。
方法	一括または積立。
初回拠出額	一括は250ドル以上(二回目以降50ドル)、積立は15～25ドル以上／月が多い。
拠出上限額	合計20万～40万ドル。
所得控除	連邦税法上はなし。州税法上は州によってある。
贈与税	受贈者一人当たり年間1.4万ドルまで控除可。5年分の前倒し利用も可。
運用	
口座所有・管理	加入者。
方法	加入者がプランの品揃え(ポートフォリオ商品)の中から選択。
スイッチング	年1回。
受益者の変更	親族への変更の場合は、税制優遇維持。
運用益課税	連邦税制上はなし。州税制上はなし。
引出	
方法	加入者が運営管理業者に引出申請する。
使途	適格用途に限る(高等教育費)。 適格用途外の場合は追加課税。
引出金課税	連邦税制上は非課税。州税制上は非課税。

(注) 拠出欄以下は貯蓄型について示した。

(出所) 野村資本市場研究所

図表 6 529 プランの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所

は誰でもでき、拠出方法も一括または積立を選択できる。最低拠出額については、初回を 250 ドル・二回目以降を 50 ドル以上とするものが多く、給与天引きや銀行口座からの自動引き落としは、毎月 15～20 ドルに設定できることも多い。口座への拠出には上限額が設けられ、受益者一人当たり 20 万～40 万ドルの州が多い。ただし、一人の受益者が複数の州で口座を所有できるため、実質的な上限額はきわめて高い。

拠出金の所得・税額控除は、連邦税制上はないが、州では認められているところが多い。また贈与税については、受贈者一人当たり年間 1.4 万ドルの控除枠があり、5 年分の控除枠を前倒して利用することもできる¹⁴。

◆資金運用

口座の所有者や管理者は、加入者である。529 プランでは、資金を運用するために、州と契約した金融機関から投資信託を中心とする様々な選択肢が提供されている。当初は単独の投資選択肢だったが、2001 年以降の税制整備が進むに連れて、州ごとに複数の金融機関から商品・サービスが提供されるようになり、商品自体の多様化も進んだ。運用商品の中核は、ライフサイクルファンドと同様の商品（受益者の年齢に合わせた投資信託であり、受益者が進学するまでの当初は高いリターンを狙い進学時期が近づくに連れて流動性を確保する商品）である。商品のスイッチングは、年 1 回認められており、運用益は非課税となる。

◆資金引出

529 プランから資金を引き出すためには加入者が申請する。口座から引き出した資金は、受益者の適格教育費に使わなくてはならない¹⁵。それ以外に使用する場合は、通常通りの課税に加えて、10%のペナルティ税も課される。当初指定した受益者が資金を必要としない場合には、受益者を他の親族や加入者自身へ変更することで、税制上の優遇措置を維持することができる。

2. 州ごとに工夫がなされる 529 プラン

529 プランは基本的には、州が設立しその運営を監督し、州が選り契約した金融機関が、プランの実際の管理・運営や投資管理サービス、記録管理等の機能を請負う。資産運用の観点から捉えると、前払型は州政府の公金運用であるのに対し、貯蓄型は州政府と契約した金融機関が利用者に対して運用商品やサービスを提供する形になっている。州政府は、州民が投資に不慣れな場合でも、適切な商品とサービスを有利なコストで利用できるように、金融機関を選択する一方で、529 プランの普及活動も積極的に行っている。以下では、

¹⁴ 遺産税については課税対象資産から外される。

¹⁵ 高等教育機関の授業料・手数料、教科書代、指定必要備品代、寮費等が対象であり、IRS が予めその項目を定めている。

「貯蓄型」だけを提供する州の事例としてデラウェア州と、「貯蓄型」「前払型」両方を提供し最大の資産残高を誇るバージニア州を紹介する。その後、各州での普及へ向けた取組を紹介する。

1) デラウェア州

デラウェア州では、1998 年から貯蓄型の Delaware College Investment Plan が提供されている。529 プランのピークルとして設立された信託 (Delaware College Investment Plan Trust) の受託者である州理事会が、529 プランが適切に管理・運営されるように監督する責任を負う。この理事会は、州知事が任命した理事長、州高等教育局長、州財務長官を含む 5 名から構成されている。529 プランの実際の管理・運営は、州が契約したフィデリティ・インベストメンツ社が行い、口座管理や投資商品の提供など実務全般を担う。

同プランでは、投資選択肢が 14 本あり、受益者の大学入学時点に向けてポートフォリオが保守的になっていく年齢ベースのファンドなど、投資信託商品を中心に提供されている。ウェルズ・ファーゴ社の預金型も 1 つ提供されている。資金拠出は一括なら 50 ドル、月々の自動積立なら 15 ドルから利用できる。口座当たりの拠出限度額は 35 万ドルである。また、同州では、拠出金に対する州税の優遇措置はなく、運用益は非課税となる。

2) バージニア州

バージニア州は、全米で最大の運用規模を誇る 529 プランである。資産残高は 2014 年 6 月末時点で 529 億ドルと、全米の資産残高 (2445 億ドル) の 22% を占めている。同州では前払型と貯蓄型両方が提供されており、それぞれ開始時期は前払型が 1996 年、貯蓄型が 1999 年である。同州では 4 種類のプログラムが提供されている。前払型としては、Virginia 529 prePAID がある。貯蓄型としては、①販売業者を経て加入する「仲介型」の CollegeAmerica、②直接加入する「直販型」の Virginia 529 inVEST、③預金型の CollegeWealth がある。同州の 529 プランが全米最大の規模となっている理由は、特に①の CollegeAmerica の人気が高く、州内のみならず州外からも利用者が増えているためであり、その資産残高は 2014 年 6 月末で約 476 億ドル、口座数は約 212 万口座である (図表 7)。

CollegeAmerica は、バージニア州で 2002 年から提供されているプログラムである。州の独立機関として設立されたバージニア 529 が、CollegeAmerica の管理者である。バージニア 529 の理事会は、州組織メンバー 4 名と、州知事が任命した市民 4 名、州下院が任命した市民 2 名、州上院が任命した市民 1 名から構成されている。CollegeAmerica の実際の管理・運営は、州が契約したキャピタル・グループ社が行い、口座管理や投資商品の提供など実務全般を担う。

同プランでは、投資選択肢としてキャピタル・グループ社が運用する投資信託アメ

図表 7 529 プランのプログラム別の資産残高と口座数ランキング

資産残高ランキング

順位	州名	プログラム名	資産残高
1	Virginia	CollegeAmerica	\$47,550,140,410
2	New York	New York's 529 College Savings Program Direct Plan	\$16,010,708,601
3	Florida	Florida Prepaid College Plan	\$10,451,069,450
4	Nevada	The Vanguard 529 College Savings Plan	\$10,417,314,037
5	New Hampshire	UNIQUE College Investing Plan	\$9,687,959,746
6	Maine	NextGen College Investing Plan	\$8,116,345,074
7	Rhode Island	CollegeBoundfund	\$7,862,976,922
8	Utah	Utah Educational Savings Plan	\$7,432,978,960
9	California	ScholarShare College Savings Plan	\$6,022,008,451
10	Massachusetts	The U.Fund College Investing Plan	\$4,827,607,530

口座数ランキング

順位	州名	プログラム名	口座数
1	Virginia	CollegeAmerica	2,116,013
2	New York	New York's 529 College Savings Program Direct Plan	648,622
3	Florida	Florida Prepaid College Plan	537,998
4	New Hampshire	UNIQUE College Investing Plan	391,231
5	Ohio	BlackRock CollegeAdvantage	352,583
6	Rhode Island	CollegeBoundfund	320,673
7	Maine	NextGen College Investing Plan	279,178
8	Nevada	The Vanguard 529 College Savings Plan	255,357
9	California	ScholarShare College Savings Plan	254,591
10	Utah	Utah Educational Savings Plan	249,015

(出所) CSPN “529 Plan Data” より野村資本市場研究所作成

リカン・ファンドのシリーズ 38 本が提供されている。利用者はファイナンシャルプランナー等の販売業者にアドバイスを受けながら投資信託商品を選び利用することになる。資金拠出は初回 250 ドル、その後は 50 ドルから利用できる（ただし MMF は 1000 ドルからである）。口座当たりの拠出限度額は 35 万ドルである。

バージニア州では、州税の優遇措置として、バージニア州 529 プランへの拠出額は口座当たり年間 4000 ドルまで州税課税所得から控除できる。年間 4000 ドルを超える部分は、将来の課税年度に持ち越し、課税所得から控除できる。加入者が 70 歳以上であれば、拠出額総額を当該年度または将来年度に控除することができる。

3) 529 プランの普及に向けた各州での取組

多くの州では、529 プランに対して税制優遇を付与している（図表 8）。州所得税を課す 42 州のうち、33 州とワシントン D.C.は、529 プランへの拠出金に対して州税の所得控除・税額控除を認めている。このうち、他州の 529 プランへの拠出についても同様の控除を認めている州が 6 州ある。

また、低中所得者層にも 529 プランを普及させるため、低中所得者層による貯蓄型への拠出に対してマッチング拠出を行う州が 12 州ある。

各州では利用者拡大のために、様々な取組も行われている。制度を周知するために、免許更新時や小学校で案内を配布したり、新生児の親に病院等を通じて資料を提供す

図表 8 各州での 529 プランの普及に向けた取組



(注) 「控除」は、所得控除と税額控除。そもそも州所得税のない州は (6) として記載。

(出所) CSPN 及び各州 529 プランウェブサイトより野村資本市場研究所作成

るなど、公的な立場ならでは周知活動が行われている。また、529 プランに関するセミナーを実施している州もある。頻度は毎月から毎週まで様々だが、529 プランの仕組みやメリットを伝えるだけでなく、貯蓄の重要性への理解や、州民の金融リテラシーの向上にも貢献している。

この他、制度利用を促すために、民間金融機関等と提携したポイント制度を設ける州もある。これは、クレジットカードで本等様々な商品を購入するとポイントが付与され、そのポイントに応じて 529 プラン口座にカード会社から資金が拠出されるというものである。

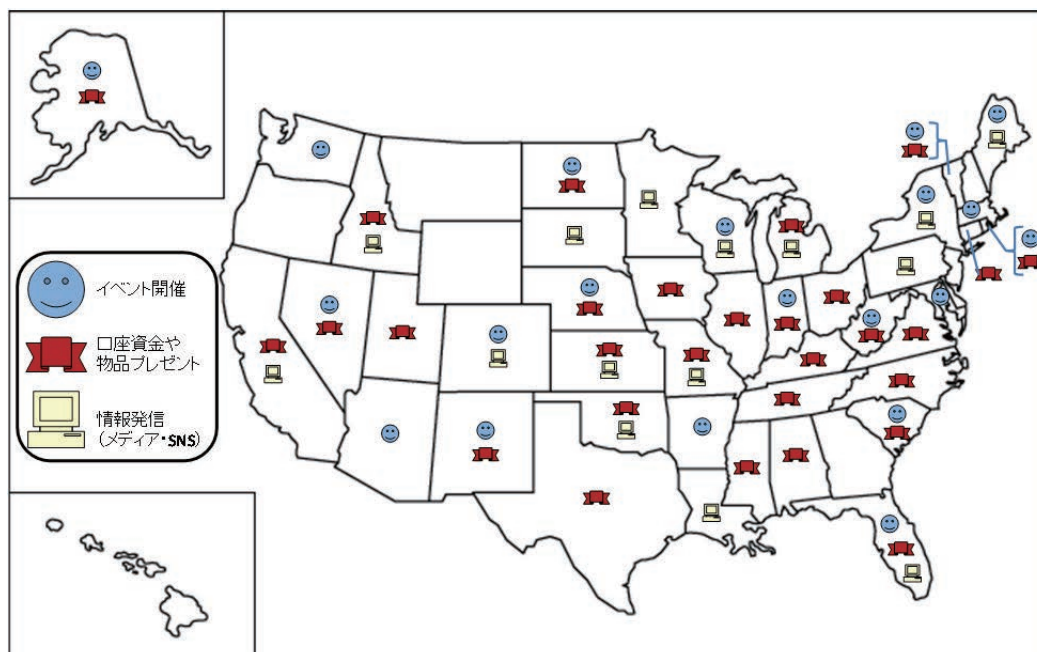
さらに、5 月 29 日を 529Day と称し、特別な取組も行っている（図表 9）。イベントを実施したり、口座拠出金や物品をプレゼントする州も多い。メディアを使った情報発信も積極的に行われている。

529 プランの利用者拡大には、こうした各州プランの制度運営者の努力も寄与していると見られる。

4) 卒業後を見据えた工夫

州がこのような制度を設ける最終的な目標は、州民の高等教育機関への進学だけではない。高等教育機関への進学は、個人にとってはキャリア形成の、州や社会にとっては人材育成の通過点に過ぎず、卒業後の就職まで見据えることも重要であろう。その観点から、529 プランサイトを通じて卒業後も見据えた情報提供支援を行う州も少

図表 9 各州での 529Day の取組



(注) 「口座資金や物品プレゼント」には、期間限定のマッチング拠出を含む。

(出所) CSPN 及び各州 529 プランウェブサイトより野村資本市場研究所作成

なくない。

例えば、テキサス州のウェブサイト¹⁶では、州における高卒、学士、修士等の学歴別に就業者数ランキングトップ 10 の職業を紹介している。また、自分に合う職業や進学先を考える上で有益なウェブサイトへのリンク集もある。

ノースカロライナ州のウェブサイト¹⁷でも、農耕機械製造者からダンスインストラクター、証券アナリストまで多種多様な職業を紹介し、州で人材が不足している看護師と教師については特に詳細なキャリアプラン案内を提供している。また、職業適性診断や履歴書の書き方紹介、面接練習のコーナーもある。さらに、幼い子ども向けにも野球選手や看護師といったわかりやすい仕事に止まらず、心理カウンセラーや会計士など多様な職業を紹介するサイトが設けられている。

ウェブサイト以外にも、例えばスマートフォン向けのアプリも充実している。複数の州と提携しているユープロミス社では、6 歳以下の幼児用、7～12 歳の小学生用、13～18 歳の中高生用と 3 種類のアプリを用意し、学習段階に応じて職業や教育資金を考えるヒントを提供している。

¹⁶ Every Chance, Every Texan

¹⁷ College Foundation of North Carolina

3. 州が 529 プランに取り組む意義

このように、それぞれの州が 529 プランに熱心に取り組んでいる。529 プランのための経費は小さくないと考えられるが、それでも州政府が取り組む理由として、Hurley (2011)¹⁸では、教育は欠くことができない重要な機能であるとの信念を州政府が持っており、教育資金形成制度を設けることによって、州民が大学学位を無理な負債を負わずに取得できると考えていることを挙げている。また、政治的にもこのような教育を支援する制度は有権者受けしやすいという事情もある。そして、根底には「ミシガン教育信託法」にもあるように、教養ある市民が増えること自体が、市民の利益になるとの考え方があり、長期的に見れば、高等教育を受けた市民が増えることで生産性が上がり、将来の税収増につながるとの期待もある。

529 プランは当初は前払型から始まり、その後貯蓄型中心に普及していった。多くの前払型は、利用者が州民に限られ、学部費用のみを賄う設計になっている。これに対し、貯蓄型は利用者や使途についてより柔軟であり、また個人退職勘定 (IRA) や 401(k) プランと設計が類似しているために家計にとっては馴染みやすい制度である。また、州にとっても貯蓄型は、前払型に比べて管理しやすく費用も相対的に安く済むことから、貯蓄型が普及してきたと考えられる。

このように、1986 年のミシガン州から始まった教育資金形成制度 529 プランは、他州に相次いで広まり、連邦税制上の優遇措置も認められたことを契機に、全米で利用される制度へと発展し、その後も普及に弾みがつき現在に至っている。全州の財務担当者から成る組織 CSPN (College Savings Plans Network) では、529 プランは国民により良い教育の機会を与える経済的な解決策として州が創設した革新的な制度であり、官民連携の事例としても輝かしい成功例であると述べている。

ちなみに、当時のミシガン州の位置づけは、人口や GDP 規模では全米第 8 位であり、今日のわが国では北海道や福岡県と同位にあたる。また、同州は滋賀県の姉妹都市でもある。

IV わが国の地方自治体での取組へ向けて

1. わが国の地方自治体での検討

翻って、わが国の地方自治体において、529 プランのような制度を検討する場合、どのような形になるのだろうか。米国での 529 プランの発展の流れや、自治体にとっての現実的な運営のしやすさから考えると、貯蓄型の方が取り組みやすいと考えられる。すなわち、親や祖父母が子や孫のために、将来必要となる教育資金を金融機関の口座で予め積立てる際、自治体が税制上の優遇措置を付与することでその資金形成を支援するという設計である。利用者の観点からは、わかりやすくシンプルな設計が、望まれている。

¹⁸ 同注 13。

税制上の優遇措置については、都道府県であれば、教育資金口座での利子・配当や譲渡所得に課される 5%の税金を、減税あるいは非課税とすることが検討できよう。運用益への徴税権限を持たない市町村であれば、教育資金口座への拠出額を住民税（都道府県 4%、市町村 6%）から所得控除あるいは税額控除することが検討できよう。これらに加えて、米国事例を参考にするならば、親の年収が一定以下であれば自治体が一定金額を口座へ支給したり、親が口座へ拠出する資金に対して自治体が一定割合上乘せするなど、自治体ごとの工夫も考えられよう。また、後述するように大学卒業後を見据えた人材育成の観点から、地元大学への進学や就職を条件にする交付金なども考えられよう。

この制度を通じて貯蓄された資金が、教育費に用いられたことを確認するためには、制度の利用しやすさの観点から、例えば口座のある金融機関から教育機関へ学費として直接振り込むことや、学生証による在籍証明をもって教育費の必要性をみなし処理すること等が考えられよう。

このような政策措置を地方自治体が導入・運営する場合には費用がかかる。しかし、自治体が独自の給付奨学金制度を設けることに比べると、運営や利用対象者を広げることが、より少額の費用から可能になると考えられる。

2. 卒業後へ向けた取組

このような制度の導入にあたっては、教育資金形成支援を通じた子育て支援のみに終わらせず、地域経済の活性化へとつなげるために、地元での進学や就職への目配りもまた重要であろう。もちろん、進学や就職は、本人の自由意思が尊重されるべきであり、将来の可能性を広げる様々な機会が奪われることは望ましくない。しかし、地元での進学や就職意思があるにもかかわらず、情報の欠落等により意思決定が歪められてしまう事態は、避けなくてはならない。

大事なことは、①大学進学時における若年層の流出を防ぐために、地元大学への進学意欲を高めることや、②就職時における若年層の流出を防ぐために、地元での就職意欲を高めること、③大学進学で流出した若年層を就職時に呼び戻すために、地元での U ターン就職の意欲を高めること、であろう。

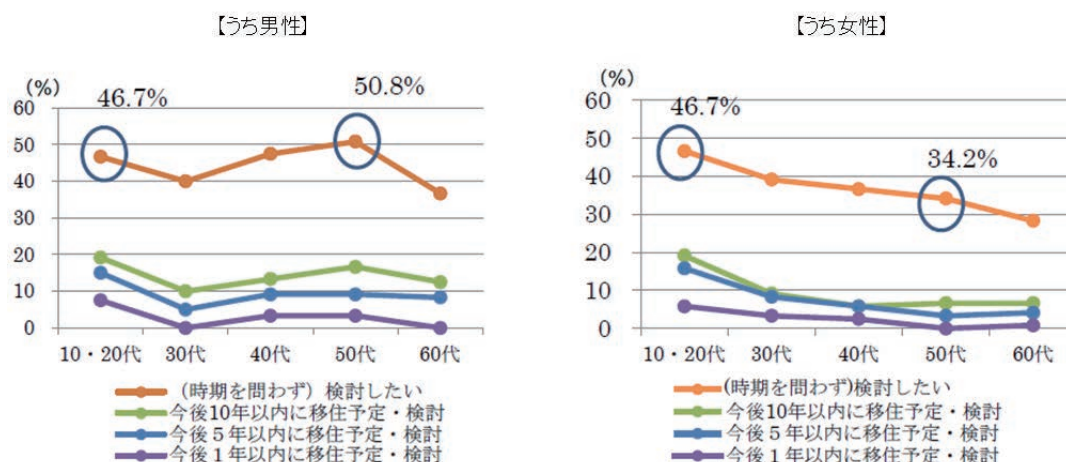
そもそも、これらの点は、自治体だけの課題ではなく、大学や、地域金融機関も含めた地元企業にも関わる課題である。しかし、現在はそれぞれの取組が別々に行われていることもあり、学生が自らウェブサイト等を訪れて初めて情報を入手できる場合も少なくないと思われる。

そこで例えば、自治体が教育資金形成制度の登録者に対して、希望に応じて情報提供することも考えられよう。登録した利用者の子どもの年齢に応じて、①については、地域が必要としている職業人材や、そのための教育プログラムを提供している地元大学を紹介したり、②や特に③については、地元企業でのインターンシップ情報や就職説明会を紹介すること等、教育資金形成制度の登録を起点にした展開も考えられるのではないかと。自治体

だけでなく、大学や、地域金融機関も含めた地元企業が連携して、地域全体で人を育てる仕組みを作っていくことが望まれよう。

また、他地域の大学へ進学したとしても、地元に戻って就職する意欲を高められるような工夫も大切である。東京在住者対象の今後の移住に関する意向調査では、男女とも 10・20 代で移住する予定または検討したいと回答した割合が比較的高く（図表 10）、その理由として特に男性は就職が最も多い答えとなっている。仮に大学進学で地元から出て、就職は地元に戻る良いきっかけになるのではないだろうか。

図表 10 移住の希望の有無



(注) 調査手法：インターネット調査。調査対象：東京都在住 18～69 歳男女 1200 人。調査時期：2014 年 8 月 21 日（木）～8 月 23 日（土）。

(出所) 内閣官房まち・ひと・しごと創生会議（第 1 回） 資料 2「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」の結果概要

3. 終わりに

したがって、529 プランのような教育資金形成を支援する制度の導入は、わが国の地方自治体にとって、特に財政が厳しい中で、子育て・人材育成支援を図るための現実的な解決策として、検討に値するのではないだろうか。これまでの地方自治体の子育て支援策は、小児医療費の無料化や学童保育、保育所の拡充など、どちらかというと子育て前半の支援が中心になっているが、子育て後半の支援策も求められていよう。

折しも、2013 年 4 月 1 日より教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置が導入され、反響を呼んでいることは、子どもの教育資金を手当てする施策が広く求められていることを裏付けていよう。ただし、この 1500 万円までの非課税措置を利用する人は、一括贈与できる十分な資産を持つ人が中心になっていると見られる。様々な人に対応できるような多様な選択肢を与えるという観点から、529 プランのように資金を少額から育てる制度は、より多くの家計から注目されると考えられる。実際、教育は子育て世代の貯蓄目的の筆頭項目でもある（図表 11）。貯蓄を支援するような措置へのニーズは高いのではないだろうか。

近年のわが国では教育格差・進学格差も開いている（図表 12）。医療費無償化による子育て支援を図る自治体は多いが、教育支援により「教育県」「教育市」を標榜する自治体は限られる。米国 529 プランのような地域教育資金形成制度を導入することは、教育費に悩む子育て世代にアピールし、地域で人を育て人材の定着を図る一案として、検討に値するのではないかと。

（調査協力：荒井 友里恵）

図表 11 世代別の貯蓄目的

(%)

		病気や不 時の災害 への備え	こどもの教 育資金	こどもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世 帯 主 の 年 令 別	20歳代	45.3	75.0	9.4	35.9	28.1	29.7	21.9	1.6	0.0	17.2	3.1
	30歳代	48.3	67.7	6.5	28.4	36.2	17.7	16.3	5.1	3.4	21.6	5.3
	40歳代	55.5	66.5	4.5	14.0	51.1	18.2	11.9	3.0	1.9	18.0	4.4
	50歳代	61.5	26.7	15.2	14.5	73.7	14.5	8.8	4.4	4.2	19.4	4.0
	60歳代	73.2	3.4	6.6	9.0	83.3	12.3	14.9	7.8	10.3	20.4	4.0
	70歳以上	74.4	2.0	2.5	7.2	74.7	6.9	8.3	5.8	11.7	28.9	5.1

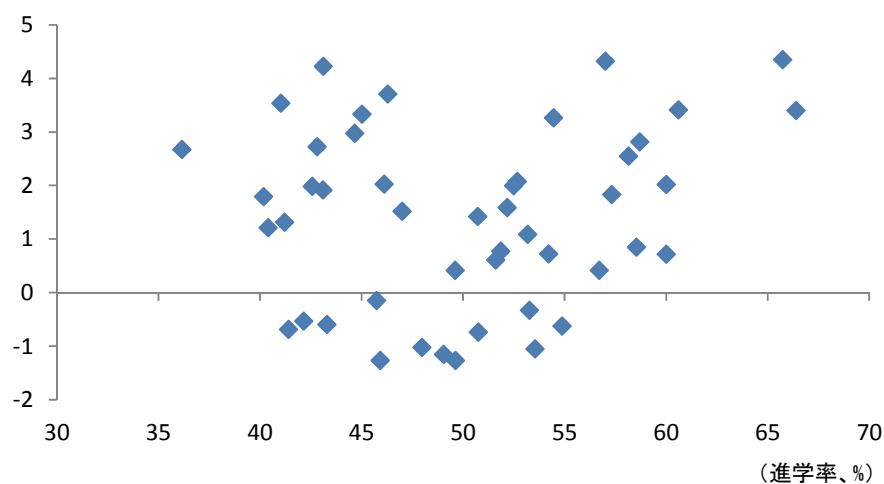
（注） 貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3つまでの複数回答。

各世代で回答が最も多かったものにシャドウを付けている。

（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（平成 25 年）」より野村資本市場研究所作成

図表 12 47 都道府県の大学・短大への進学率と過去 5 年間の変化

（過去 5 年間の進学率の変化、%pt）



（出所）総務省「日本の統計」より野村資本市場研究所作成